

1	医療的ケア児の概念について	1
2	医療的ケア児に対する関係各課の施策	4
3	本県における医療的ケア児等を受け入れ可能な事業所, 保育所, 学校等の数	11
4	医療的ケア児等コーディネーター研修終了者の圏域, 市町村別一覧	14

1 医療的ケア児の概念について

1 法的根拠等

○改正児童福祉法（平成28年6月3日公布・施行）

【児童福祉法第56条の6第2項】

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について厚生労働省等関係府省部局連盟通知

（平成28年6月3日）

【児童福祉法第56条の6第2項の趣旨】

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。このような医療的ケア児が在宅生活を継続していこうとする場合、その心身の状況に応じて、保健、医療及び障害福祉だけでなく、保育、教育等における支援も重要であり、また、当事者及びその保護者等が安心して必要な支援を受けるためには、関係行政機関や関係する事業所等が「利用者目線」で緊密に連携して対応することが求められている。

○障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

□医療的ケア児に対する支援体制の充実

心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。



2 医療的ケアとは

人工呼吸器，気管切開，吸引，経管栄養（経鼻，胃瘻，腸瘻），酸素療法，導尿，IVHなどの医療的ケアとする。

（令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料より：
令和元年10月11日厚生労働省主催）

3 医療的ケア児とは

上記の医療的ケアを必要とし、在宅生活を継続していこうとする児とする。

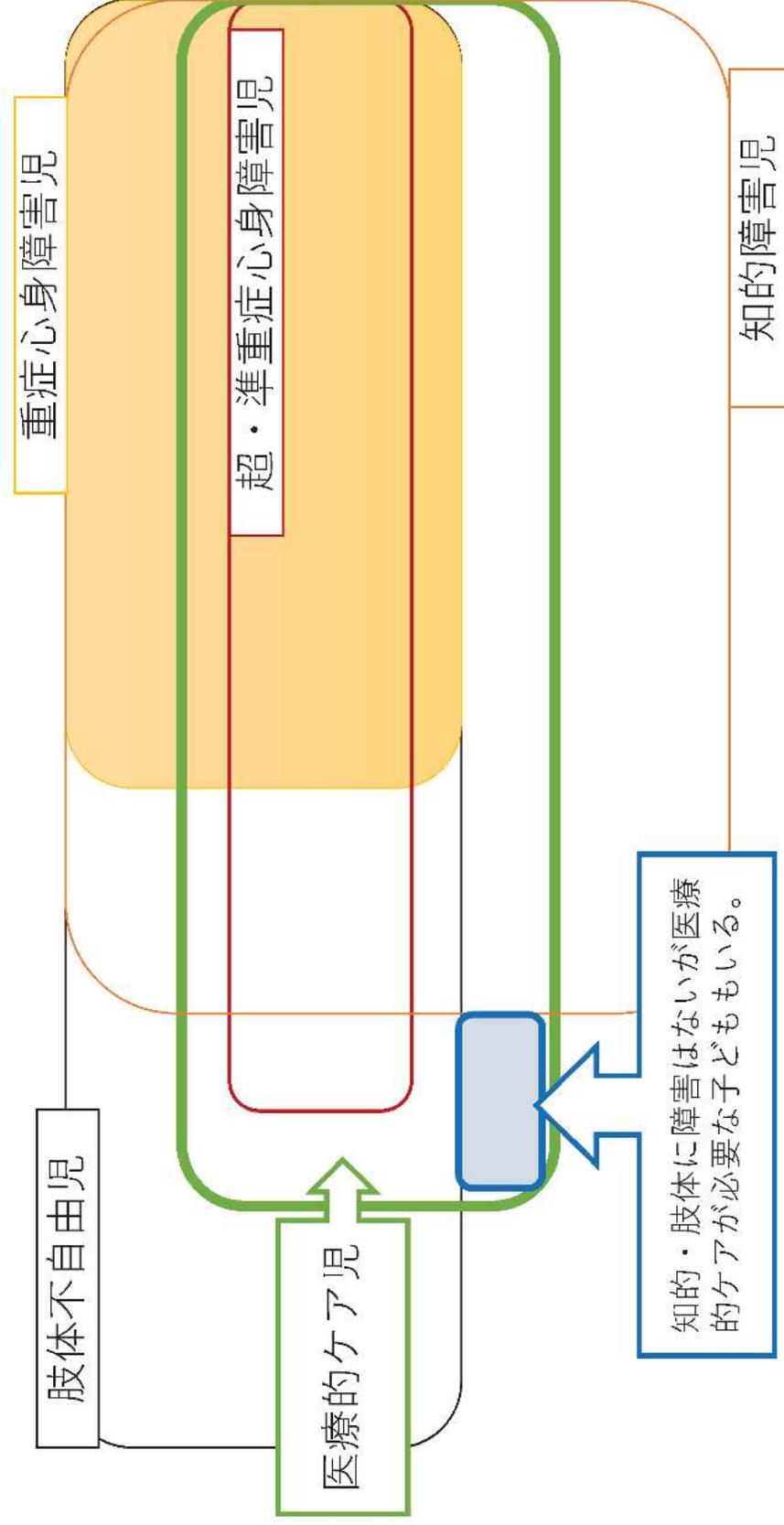
4 支援を要する医療的ケア児の対象年齢

満20歳未満とする。

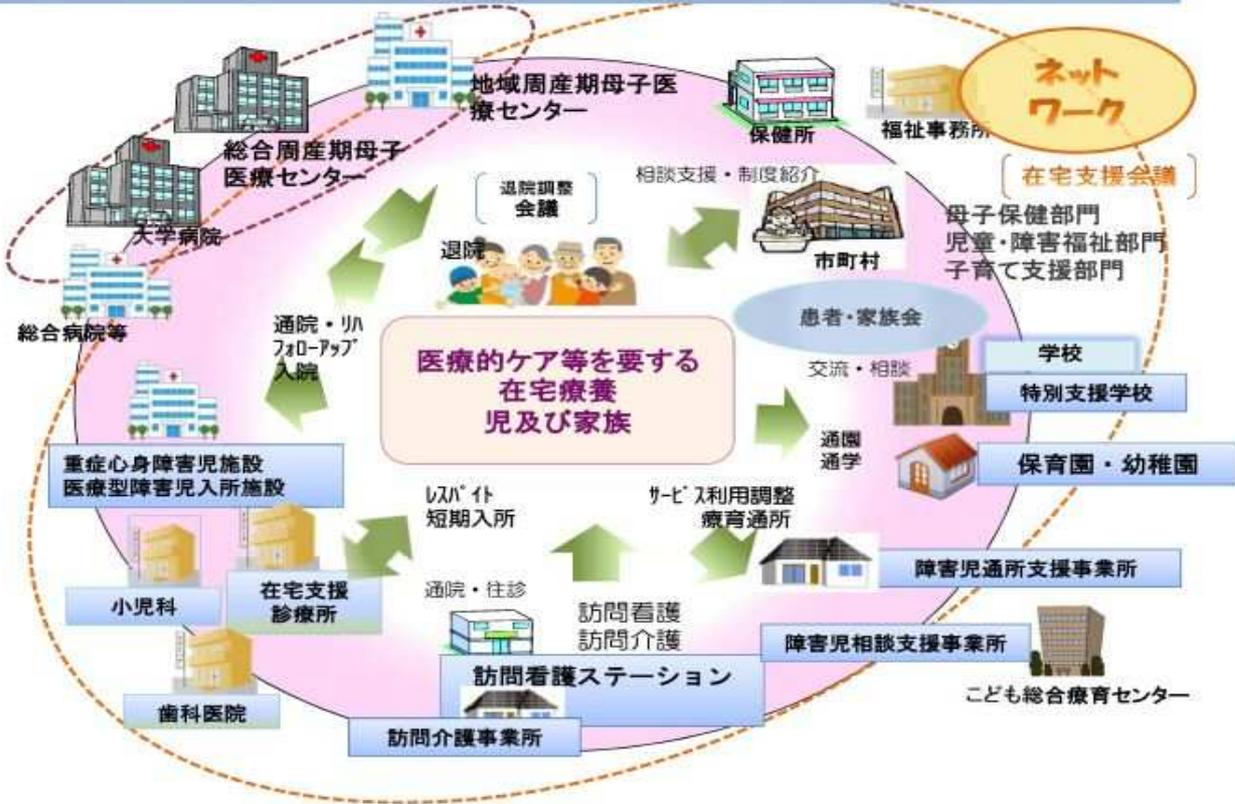
医療的ケア児の概念整理

〔医療的ケア〕

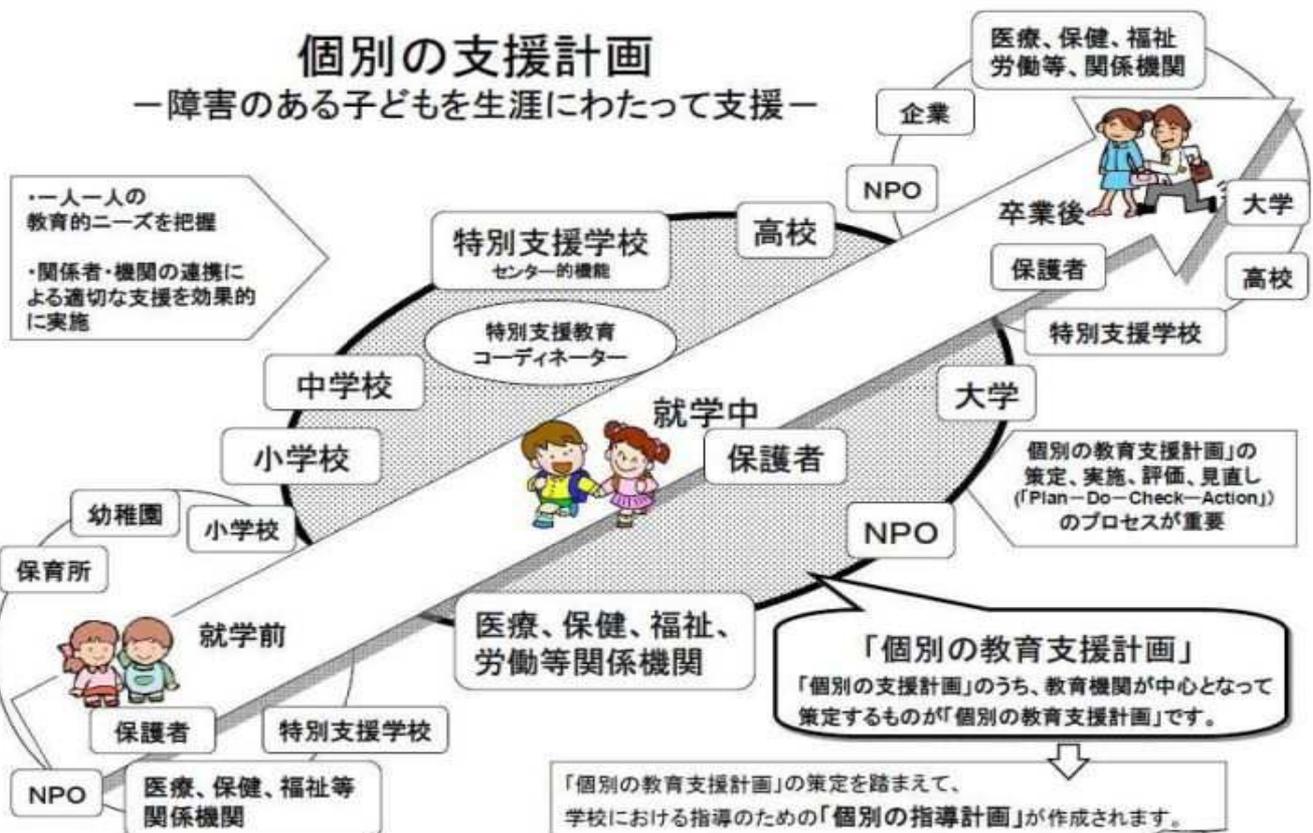
人工呼吸器、気管切開、吸引、経管栄養（経鼻、胃瘻、腸瘻）、酸素療法、導尿、IVHなど



医療的ケア児が在宅生活を継続していく場合の地域支援体制イメージ



個別の支援計画 —障害のある子どもを生涯にわたって支援—



(文部科学省；特別支援教育教育課程研究協議会資料、2003より作成)

2 医療的ケア児に対する関係各課の施策

(1) 医療的ケアに対応できる人材の確保や体制の整備

① 看護師や医師に対する医療的ケアのスキル研修の充実

○ 小児在宅医療環境向上事業 (子ども家庭課)

(小児在宅医療研修会) (R2年当初 1,287千円)

<1> 概要

在宅での医療的ケアを必要とする小児患者やその家族における在宅医療環境の更なる向上を図るため、医療関係者向けの実務研修会を開催する。

<2> 令和元年度実績

ア 開催日 令和元年12月13日

イ 内容

- ・ 本県の小児在宅医療体制に向けた取組(説明: 県子ども家庭課)
- ・ 医療的ケア児の退院支援の取組について
(講師: 鹿児島市立病院新生児回復室 看護師)
- ・ 小児の在宅医療～医療的ケア児の医療と生活を支援する～
(講師: 熊本大学病院小児科小児在宅医療支援センター 特任講師)

ウ 参加者 134名(医師, 看護師, リハビリセラピストなど医療従事者, 行政関係者 など)

○ 県地域生活支援事業 (障害福祉課)

(介護職員等医療ケア研修事業) (R2年当初 2,560千円)

<1> 概要

障害者(児)の居宅等において、適切にたんの吸引・経管栄養等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するための研修を行う。

<2> 対象

障害者(児)サービス事業所等に就いている介護職員等

② コーディネーターの育成

○ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 (障害福祉課)

(医療的ケア児等コーディネーター等養成研修) (R2年当初 1,232千円)

<1> 概要

医療的ケア児等が地域において安心して暮らしていけるよう、適切な支援が行える人材を養成する。

ア 医療的ケア児等支援者養成研修

イ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

<2> 対象

- ア 障害児通所支援事業所，保育所，幼稚園及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事する者
 - イ 相談支援専門員，保健師，訪問看護師等
- 〈3〉 令和元年度実績
養成人数：支援者 89名，コーディネーター 29名

③ ニーズに対応した支援提供のための関係機関の連携

○ 小児慢性疾病児支援事業 (子ども家庭課) (R2年当初 2,892千円)

〈1〉 概要

小児慢性特定疾病児とその家族に対する支援策の協議を行うとともに，訪問指導・個別相談等を行う。

ア 個別支援会議（個別ケースの検討など）

家庭訪問や面接等で把握された小児慢性特定疾病児とその家族の課題に係る支援及び連携等のあり方について，関係者間で必要に応じて協議する。

① 主な参集者

保護者，入院医療機関担当者，在宅医療機関担当者，市町村関係者（保健師，母子保健推進員，教育関係者など），県保健師など

② 協議事項

個別ケースに応じた退院後の生活，今後の療育・就学 など

イ 広域連携会議

小児慢性特定疾病児とその家族への支援の現状及び今後の対策について，県保健所を中心とし，医療機関や市町村等関係機関と，地域における連絡会等を年1回以上開催し，協議する。

① 主な参集機関

入院医療機関，在宅医療機関，市町村，学校，保育機関，県保健所 など

② 協議事項

地域における支援体制の課題に関する協議 など

〈2〉 令和元年度実績

- ア 個別支援会議 開催回数 76回
- イ 広域連携会議 開催回数 63回（各保健所単位で開催）

○ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 (障害福祉課)
(医療的ケア児支援連絡協議会) (R2年当初 211千円)

<1> 概 要

地域において医療的ケア児等の支援に携わる保健，医療，福祉，教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置する。

<2> 令和元年度実績

開催回数：1回 (R2.2.7)

○ 特別支援学校における医療的ケアに関する運営協議会(特別支援教育室)
(R2年当初 115千円)

<1> 概 要

医療的ケアに関する国の動向や県の状況等について共通理解するとともに，特別支援学校における医療的ケアの実施に当たり必要な事項等について協議することを通して，今後の特別支援学校における安全確実な医療的ケア実施体制の改善・充実に資する。

<2> 令和元年度実績

開催回数：1回

出席者：特別支援学校長等，医療・看護関係者，関係部局，
県教育委員会

(2) 医療的ケア児の地域生活の支援

① 放課後等デイ、短期入所サービス、訪問看護など、家族のレスパイト支援の充実

○ 在宅重度心身障害児の家族支援事業 (障害福祉課) (R2年当初 674千円)

<1> 概要

在宅の重度心身障害児については、主たる介護者である家族の負担が過重傾向にあることから、在宅での生活を継続していくためには、休養の機会を確保するなど、家族への支援が求められている。

このため、在宅の重度心身障害児の家族に代わって、訪問看護師が看護を行うための経費の助成を行い、看護や介護に係る家族の負担軽減を図る。

<2> 対象

訪問看護サービスを利用している在宅重度心身障害児の家族

<3> 令和元年度実績

3市町 4人

(実施主体は市町村)

○ 若年末期がん患者に対する療養支援事業 (健康増進課) (居宅サービス利用、福祉用具購入等の支援) (R2年当初 1,787千円)

<1> 概要

若年者の末期がん患者は、在宅療養に対する公的支援制度がないため、医療費の負担や急変時の対応に対し不安を持っている。

このため、介護サービス利用や福祉用具購入等の費用の助成を行い、本人及び家族の負担を軽減し、安心して在宅療養ができるよう支援する。

<2> 対象

在宅療養を行う40歳未満の末期がん患者 (実施主体は市町村)

<3> 令和元年度実績

実施市町村 32市町村

サービス利用人数 13人 (8市町村)

② 災害時の電源確保や避難に係る事前の対応

○ 市町村地域生活支援事業 (障害者支援室) (R2年当初 201,108千円)

<1> 概要

障害者等の福祉の増進を図るため、地域の特性や利用者の状況に応じ、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付又は貸与を行う (実施主体：市町村)。

〈2〉 対 象

障害者，障害児，難病患者等

※ 日常生活用具の具体的な対象品目は，地域特性や利用者ニーズに応じ，各市町村において決定

〈3〉 令和元年度実績

発電器又はバッテリーを対象品目としている市町村は， 3市1町

○ 難病患者等に対する対応 (健康増進課)

(R2年当初 303千円)

〈1〉 概 要

在宅の難病患者は避難行動がスムーズに行えない，避難先での環境変化についていけないなど多くの課題を抱えており，これまで受けていた医療やQOL（生活の質）の確保などの支援が必要となってくる。

このため，災害への対応について難病患者や家族，支援者に対し，日頃の備えに対する啓発を実施する。

〈2〉 対 象

難病患者等

〈3〉 内 容

災害時避難患者支援のための「あんしん手帳」配布

〈2〉 令和元年度実績

新規申請者，転入者，各保健所へ配布（計2,125冊）

③ その他

○ 障害児等療育支援事業 (障害福祉課)

(R2年当初40,350千円)

〈1〉 概 要

地域で障害児等に関する事業を実施する社会福祉法人（県内11法人）に委託し，在宅障害児に対する訪問療育や保育所等の職員に対する療育技術の指導などを行う。

〈2〉 令和元年度実績

在宅支援訪問療育指導事業 1,430件

施設支援一般指導事業 1,026件

(3) 医療的ケア児の就園，就学，社会参加の促進

① 保育所等での受入環境の整備

○ 医療的ケア児等受入体制構築促進事業 (子育て支援課) (R2年当初 1,109千円)

<1> 概要

医療的ケア児とその家族の地域生活支援の向上を図るため，保育所等における医療的ケア児の受入を促進するためのセミナーを開催する。

<2> 対象

- ア 市町村の保育担当職員
- イ 保育所等の職員（施設管理者，保育教諭，保育士，看護師，園医等）

○ 私立幼稚園特別支援教育補助事業 (子育て支援課) (R2年当初 269,835千円)

<1> 概要

私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園における心身障害幼児の就園を奨励し，特別支援教育の充実を図り，特別支援教育の振興に資するため，心身障害幼児の在学する私立幼稚園等の設置者（学校法人）に対し，特別支援教育を行う上で必要な教育費の一部について助成する。

<2> 対象

心身障害幼児が在学し，特別支援教育に積極的かつ継続的に取り組んでいる学校法人（心身障害幼児が2人以上在籍している幼稚園等）

<3> 令和元年度実績

補助対象者数：331人

② 学校での受入環境の整備

○ 特別支援学校における非常勤看護師の配置（特別支援教育室・教職員課） （「特別支援学校看護師」の配置） (R2年当初 73,438千円)

<1> 概要

特別支援学校において，健康の保持に関して課題（たんの吸引，経管栄養，導尿等）のある児童生徒への対応を充実させるとともに教師の負担を軽減するため，「特別支援学校看護師」を配置して，日常的・応急的な医療的ケアを行う。

<2> 令和元年度実績

特別支援学校看護師の配置（13校30人）

○ 特別支援学校医療的ケア実施体制整備事業 (特別支援教育室) (R2年当初 708千円)

<1> 概要

「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき，一定の研修を受けた教員

等は、たんの吸引等の医療的ケアを実施することが可能であることから、「特別支援学校看護師」と教員等が、連携協力して安全確実に医療的ケアを実施できる体制の整備を図るため、必要な研修を実施する。

〈2〉 対 象

- ア 特別支援学校の教員等
- イ 特別支援学校看護師

〈3〉 令和元年度実績

- ア 特別支援学校の教員等によるたんの吸引等の研修
基本研修修了者：39人 実地研修修了者：34人
- イ 特別支援学校看護師研修会 参加者：40人

○ 公立小・中、高等学校における対応

(関係市町村教育委員会・特別支援教育室・教職員課)

〈1〉 概 要

公立小・中、高等学校においては、通常の学級や特別支援学級に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対し、各教育委員会や保護者、関係機関との連携の下、必要に応じた支援を行っている。

〈2〉 令和元年度実績

- 県：看護師資格を有する「特別支援教育支援員」の配置（1校）
- 市町：自治体独自の看護師資格を有する職員の配置や派遣（3校）
保護者を「特別支援教育支援員」として配置（1校）
※ 保護者が対応（3校）

3 医療的ケア児を受け入れ可能な事業所，保育所，学校等の数

	鹿児島	南薩	北薩	始良・伊佐	大隅	熊毛	奄美	計
児童発達支援事業所 (医療的ケア児を受入可能/全事業所) (R2.4月)	6/124	0/12	2/17	3/32	3/20	0/3	0/14	14/222
保育所・幼稚園・認定こども園(国公立幼稚園は除く。) (医療的ケア児を受入可能(条件付きを含む。)/全保育所等) (R2.7月)	5/224	2/68	10/95	3/103	7/139	2/21	1/37	30/687
放課後等デイサービス事業所 (医療的ケア児を受入可能/全事業所) (R2.4月)	9/163	0/9	3/21	6/51	3/38	0/3	0/19	21/304
県立特別支援学校 (医療的ケア児が在籍している学校/全学校) (R2.2月)	5/8	2/2	1/1	2/2	1/1	1/1	1/1	13/16
訪問看護ステーション (小児に対応可能なステーション/全ステーション) (R2.7月)	31/78	5/11	14/22	11/25	17/21	5/5	3/10	86/172
医療型短期入所事業所 (医療的ケア児を受入可能/全事業所) (R2.4月)	4/6	0/0	0/0	2/2	0/0	0/0	0/0	6/8
障害児相談支援事業所 (R2.4月)	54	15	23	22	18	4	34	170

障害福祉サービス事業所等の概要

1 児童発達支援事業所

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。

2 放課後等デイサービス事業所

就学児に対し、授業の終了後又は休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う。

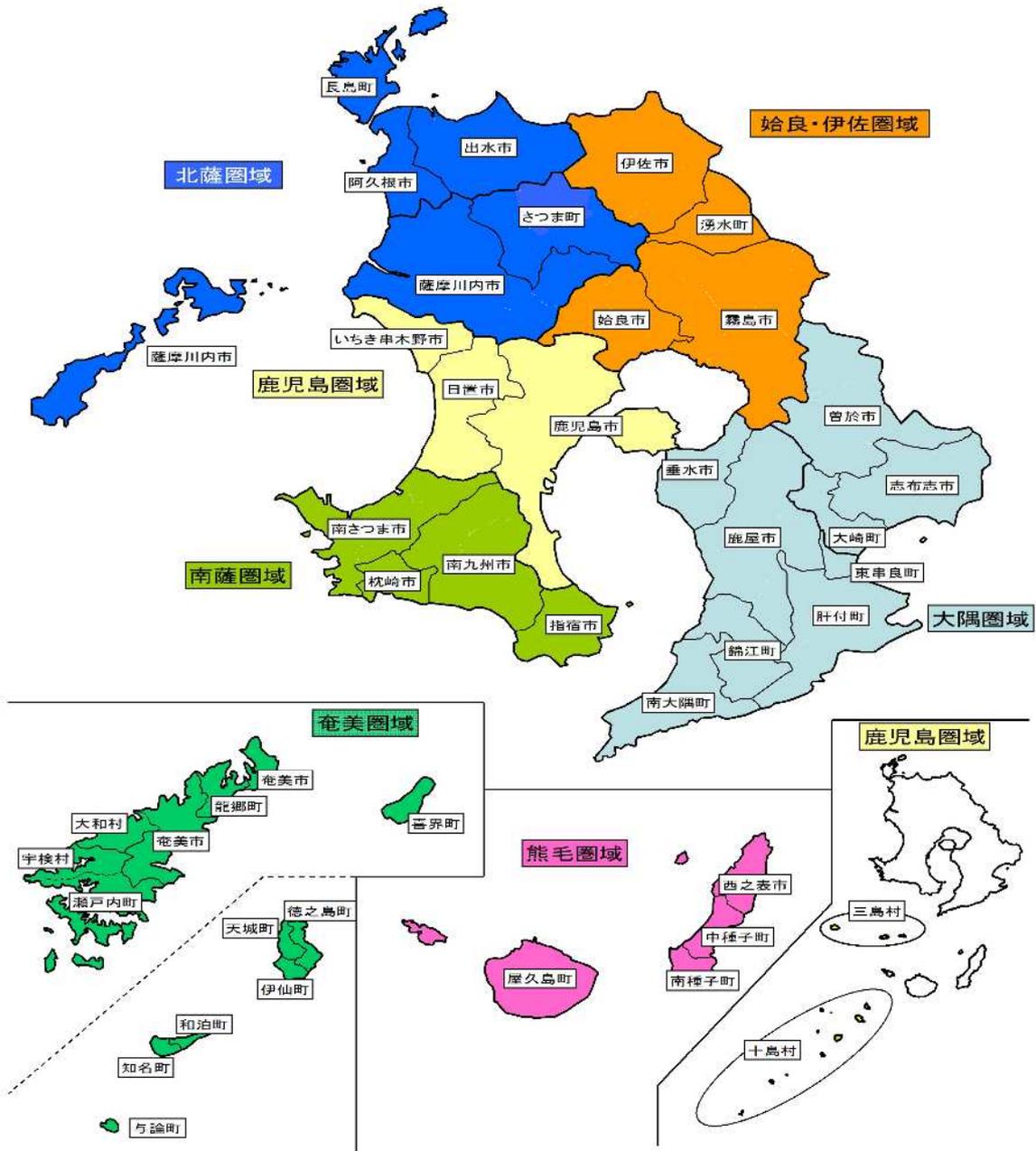
3 医療型短期入所事業所

医療法に定める病院において重症心身障害児等に対して、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する。

4 障害児相談支援事業所

障害児通所支援事業を利用する際に必要な障害児支援利用計画の作成及び同計画に関する支援や調整などを行う。

障害保健福祉圏域



4 医療的ケア児等コーディネーター研修修了者の圏域、市町村別一覧

障害保健福祉圏域	市町村	H30年度	令和元年度	令和2年度 (予定)	計
鹿児島	鹿児島市	12	9	12	33
	日置市			2	2
	いちき串木野市		1		1
	三島村				
	十島村				
南薩	枕崎市			1	1
	指宿市	1	1	1	3
	南さつま市		1		1
	南九州市	2	1		3
北薩	阿久根市	1			1
	出水市	2		1	3
	薩摩川内市	3	1		4
	さつま町	1	1		2
	長島町				
始良・伊佐	霧島市	3	1	1	5
	伊佐市		1	1	2
	始良市	3	2	2	7
	湧水町				
大隅	鹿屋市	3	5	2	10
	垂水市				
	曾於市		1	1	2
	志布志市				
	大崎町				
	東串良町	1	1		2
	錦江町				
	南大隅町				
肝付町	1	1		2	
熊毛	西之表市	1			1
	中種子町			1	1
	南種子町				
	屋久島町				
奄美	奄美市	3	2	1	6
	大和村				
	宇検村				
	瀬戸内町				
	龍郷町				
	喜界町				
	徳之島町				
	天城町				
	伊仙町				
	和泊町				
	知名町				
	与論町				
計		37	29	26	92

※ 医療的ケア児等コーディネーター研修は、地域に於いてコーディネーターの役割を担う予定のある相談支援専門員、保健師、訪問看護師等を対象としている。

医療的ケア児等コーディネーターの概要

1 役割

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐこと。

2 職種

相談支援専門員（※1）、保健師、訪問看護師等

※1 相談支援専門員の要件（R2年度）

実務経験	
業務の範囲及び業務内容	実務経験年数
(1) 相談支援の業務 <ul style="list-style-type: none"> 施設等において相談支援の業務に従事する者 保健医療機関において相談支援業務に従事する者のうち次のいずれかに該当する者 社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護員2級以上に相当する研修を終了した者、国家資格等を有する者（※2）、施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者 就労に関する相談支援業務に従事する者 就学相談等の業務に従事する者 	通算5年以上
(2) 介護等の業務（資格あり） <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当する者で、介護等の業務に従事する者 社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員初任者研修以上に相当する研修終了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者 	
(3) 介護等の業務（資格なし） <ul style="list-style-type: none"> 施設及び医療機関等において介護等の業務に従事する者 	通算10年以上
(4) 国家資格者等 <ul style="list-style-type: none"> 国家資格等（※2）に基づく業務に5年以上従事 	(1)～(3)に従事した期間が通算3年以上

※2 国家資格等

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士



相談支援従事者初任者研修(42.5h)



医療的ケア児等コーディネーター養成研修
(4日間(28h))